

# 耐震シェルター・防災ベッド

## 整備事業補助金のご案内

住宅全体を補強する耐震補強工事よりも**費用や工期を抑えることができる**

**耐震シェルター・防災ベッド**の整備を支援する補助金制度を創設しました！！

### ■補助金交付対象者

居住用に使用されている、昭和56年5月31日以前に建築（着工）された木造住宅の所有者又は居住者が耐震シェルター又は防災ベッドを整備する場合に補助金を交付します。

### ■補助金額

耐震シェルター (1戸につき1台分)	耐震シェルター・防災ベッドのどちらの補助も 整備経費の3分の2以内の額(上限40万円) ※高齢者等世帯は6分の5以内の額(上限50万円)
防災ベッド (1戸につき最大2台まで)	



### ■補助の条件

- 補助対象の住宅内の1階に市長が認める耐震シェルター・防災ベッドを整備すること。  
※市長が認める耐震シェルター・防災ベッドの一覧は湖西市ウェブページにてご確認ください。
- 過去に以下の補助金の交付を受けている場合は補助を受けることができません。
  - 木造住宅耐震改修事業(補強計画一体型)
  - 耐震シェルター整備事業
  - 防災ベッド整備事業
  - 湖西市木造住宅耐震補強助成事業
  - 湖西市建築物等耐震改修促進事業
- 耐震シェルター・防災ベッド補助の併用はできません。

詳細は湖西市ウェブページをご覧ください。



耐震シェルター・防災ベッド整備に対する補助金

### 【問い合わせ先】

湖西市役所 都市整備部 建築住宅課  
〒431-0492 湖西市吉美 3268  
TEL:053-576-4549 FAX:053-576-1897

裏面 申請の流れの説明→

# 耐震シェルター・防災ベッド整備事業 補助金申請の流れについて

① 事前相談	
↓	
② 「交付申請書」の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正副2部提出 ※副本はコピー可。</li> <li>・ 添付書類：申請書裏面に記載の通り。</li> </ul>
↓	
③ 「交付決定通知書」の交付	市より申請者へ交付します。
↓	
④ 事業着手	事業内容に変更がある場合は「事業計画変更承認申請書」を提出し、変更交付決定通知書の交付が必要となります。
↓	
⑤ 事業完了	
↓	
⑥ 「完了報告書」の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正副2部提出 ※副本はコピー可</li> <li>・ 添付書類：申請書に記載の通り</li> <li>・ 施工前と施工後の写真は同じ位置で撮影したものを提出してください。</li> </ul>
↓	
⑦ 完了検査（現地確認）	現地にて担当職員が申請書及び完了報告書の内容と相違がないか確認します。
↓	
⑧ 「交付確定通知書」の交付	市より申請者へ交付します。
↓	
⑨ 請求書の提出	交付確定通知書の交付後、速やかに提出すること。 ※最終期限を2月上旬とします。
↓	
⑩ 補助金の支払い	

**【注意】 ③の交付決定通知の交付前に着工した場合、補助対象外となります！**